

4月より臨時積立の振込期限等が変更になります

令和2年4月1日より支払利率を年1.20%に引下げ、預入限度額を1人当たり3,500万円に設定します。

申込書提出期限	臨時積立振込期限
<p>毎月5日 共済組合必着になります (現行：毎月15日)</p> <p>○貯金加入申込書及び印鑑届 ○積立変更・中断・復活申込書 ○臨時積立申込書</p>	<p>所属所控除の賞与分を除き、 毎月18日 共済組合着金になります (現行：毎月末日着金)</p> <p><u>預入限度額の確認のため、それ以降の振込みは翌月にお願ひします。</u></p>

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24 31	25	26	27	28	29	30

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
20	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

■：払戻請求書の締切日 ■：送金日 ■：申込書の締切日 ■：臨時積立の振込期限

- 臨時積立をする場合は、臨時積立申込書を共済事務担当課へ提出後、期限までに振込みをお願いします。
- 解約金は、4月・5月は28日、6月は29日に送金します。
- 各種書類の提出期限は所属所により異なりますので、共済事務担当課までお問合わせください。
- 払戻し限度額は、前月末の残高となります。